

令和6年能登半島地震関係の保証制度の概要

	復興しきん保証		県伴走物価高		復興かりかえ保証
対象地域	石川県内11市町 (金沢市、白山市、小松市、加賀市、能美市、かほく市、羽咋市、津幡町、内灘町、中能登町、宝達志水町)	能登6市町 (輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町)	石川県内11市町 (金沢市、白山市、小松市、加賀市、能美市、かほく市、羽咋市、津幡町、内灘町、中能登町、宝達志水町)	能登6市町 (輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町)	能登6市町 (輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町)
主な要件	罹災証明書と補助金交付決定 ※全半壊の罹災証明書の場合、補助金交付決定は不要	下記①②のいずれか ①SN4号 ②罹災証明書と補助金交付決定 ※全半壊の罹災証明書の場合、補助金交付決定は不要	罹災証明書	下記①～④のいずれか ①SN4号 ②SN5号 ③最近1か月上高または売上高総利益率または売上高営業利益率が5%以上減少 ④罹災証明書	経営サポート会議※や、405事業等により作成した経営改善・事業再生計画の提出 ※金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み
限度額	通算1億円				1億円
	1億円	1億円	1億円	1億円	
利用枠	災害関連枠	①SN枠 ②災害関連枠	災害関連枠	①②SN枠 ③一般枠 ④災害関連枠	特別枠 ※一般枠やSN枠とは別枠
資金用途	事業再建資金に限る ※借換え利用不可	運転設備 ※借換え利用不可 ※②は事業再建資金に限る	事業再建資金に限る ※借換え利用不可	①～③運転設備 ④事業再建資金※④は借換え利用不可	運転設備
保証期間	10年(据置5年以内)	10年(据置5年以内)	10年(据置5年以内)	10年(据置5年以内)	15年 (据置5年以内)
返済方法	原則、均等分割弁済	原則、均等分割弁済	原則、均等分割弁済	原則、均等分割弁済	テールヘビー返済が可能
保証割合	100%	100%	100%	①④100% ②③80% ※100%保証またはコロナ危機指定期間中の5号の同額借換は100%	80% ※100%保証またはコロナ危機指定期間中の5号の同額借換は100%
金利	5年間事業者負担なし (6年目～1.0%固定)	5年間事業者負担なし (6年目～1.0%固定)	1.55%固定	【真水のみ】 1.55%固定 【借換含む】 2.25%固定 7年超 2.35%変動	【真水のみ】 7年以下 1.20%固定 7年超10年以下 1.40%変動 10年超 1.70%変動 【借換含む】 7年以下 1.85%固定 7年超10年以下 1.95%変動 10年超 2.10%変動
保証料率	事業者負担なし	事業者負担なし	0.20%	①②④0.20% ③0.20～1.15%	事業者負担なし

